

大鰐町告示第67号

条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年4月12日

大鰐町長 山 田 年 伸

1 競争入札に付する建設工事

- (1) 工事番号 (繰) 第1号
- (2) 工事名 町道川原田線道路改築工事
- (3) 工事場所 大鰐町大字蔵館地内
- (4) 工事期間 本契約日から令和7年9月30日まで
- (5) 工事概要 町道川原田線道路改築工事 L=220m
道路土工 N=1式 法面工 N=1式 排水構造物工 N=1式
仮設工 N=1式 舗装工 N=1式 縁石工 N=1式
防護柵工 N=1式 区画線工 N=1式
- (6) 予定価格 82,920,000円（消費税及び地方消費税を除く）
- (7) 前払金 有り
- (8) 中間前払金 部分払と中間前払金どちらか一方を選択

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 大鰐町財務規則（昭和42年5月16日規則第1号）第115条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 大鰐町建設業者指名停止要領第2条及び大鰐町工事等暴力団排除措置要領第3条の規定による指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 大鰐町建設業者工事施工能力審査規則（昭和62年7月7日規則第11号）第4条の規定に基づき、申請書を提出し受理されていること。
- (5) 令和4・5年度青森県有資格建設業者名簿に南黒地区の業者で登録されている、土木一式工事・特A級の業者であること。
- (6) 土木工事業について、建設業法第3条の規定に基づく建設業の許可を受け、かつ、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値（P）の欄に数値が記載されていること。ただし、下請け契約の金額（税込）の合計が4,500万円以上となることが見込まれる場合は、特定建設業の許可を受けていること。
- (7) 過去15年間に国又は地方公共団体が発注した道路改良工事の施工実績（下請負人としてのものを除く。）を有するものであること。
- (8) 次のいずれにも該当する主任技術者または監理技術者を配置できること。ただし、この工事の契約金額（税込）が4,000万円以上となる場合は、専任で配置しなければならない。なお、下請け契約の金額（税込）の合計が4,500万円以上となることが見込まれる場合は、監理技術者を配置しなければならない。

- ①この工事に対応する国家資格等を有する者。
- ②当該入札参加申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある者。※配置予定技術者については、条件付き一般競争入札参加申請書の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあること。

3 参加申請

入札参加希望者は、次に掲げる大鰐町条件付き一般競争入札参加審査申請書（以下「申請書」という。）及び添付書類を提出し、審査を受けなければならない。

(1) 提出書類（様式は町ホームページよりダウンロードすること。）

①申請書（様式第1号）

②最新の総合評定値通知書の写し（A4判）

③配置予定技術者調書（様式第2号）

※技術者の技術検定合格書の写し、資格等を確認できる書類の写しを添付すること。

④施工実績調書（様式第3号）

⑤施工実績調書に記入した工事請負契約書の写し

(2) 提出期限 令和6年5月2日（木）午後5時まで

(3) 提出先 大鰐町役場 企画観光課 管財係

(4) 提出方法 持参又は郵送に限る。郵送の場合は必着とする。

(5) その他

①資格の審査結果については、参加資格がない場合のみ、令和6年5月7日（火）までにFAX等で通知する。

②審査の結果、資格を認められなかった者は、令和6年5月8日（水）午後4時までに不服申立を書類（様式第5号）によりすることができる。

4 仕様書の縦覧

(1) 縦覧期間 令和6年4月15日（月）～令和6年5月2日（木）
午前9時～午後4時

(2) 縦覧場所 大鰐町役場 建設課

5 仕様書に対する質疑応答

仕様書に対して質疑がある場合は、質疑応答書（様式第4号）により、建設課へ持参又はFAXで提出すること。（FAX0172-47-5000）

(1) 質疑提出期限 令和6年4月25日（木）正午まで

(2) FAXした場合は、必ず建設課へ電話で連絡すること。

(3) 質疑がない場合は、提出の必要がないものとする。

(4) 質疑に対する回答は、令和6年4月30日（火）午後4時までに町ホームページで回答するものとする。

6 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和6年5月15日（水）午前9時

(2) 場 所 大鰐町役場 第4会議室

7 入札方法

- (1) 入札書の日付は、開札日を記入すること。
- (2) 入札の執行回数は1回とする。
- (3) 落札者がいない場合は不調とする。

8 入札条件

大鰐町財務規則に規定する入札者心得を遵守すること。

9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は、免除とする。
- (2) 契約保証金は原則として契約金額の10分の1以上の金額を納付するものとする。但し、履行保証保険契約又は公共工事履行保証契約を締結した場合は、その納付を免除する。
また、銀行若しくは町長が确实と認めた金融機関の保証又は保証事業会社の保証をもって、その納付に代えることができる。

10 工事費内訳書

特記仕様書の工事費内訳書のとおり算出し、入札日の午前8時30分までに企画観光課管財係に提出するものとする。

11 入札書記載金額等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

12 入札の辞退

入札を辞退する場合は、事前に電話で企画観光課管財係まで連絡のうえ、入札（開札）日の前日までに企画観光課管財係へ持参により入札辞退届を提出すること。

13 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 申請書又は関係書類に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 入札者心得書の入札に関する条件に違反した入札
- (4) 工事費内訳書の合計金額に違算がある又は入札金額と一致しない者の入札
- (5) 入札書又は工事費内訳書に記入もれ、押印もれがある者の入札
- (6) 事前公表した予定価格（税抜）を超える金額の入札

14 その他

- (1) 入札参加資格を承認された者であっても、承認後町の指名停止措置を受けた者又は入札時において本公告に定める入札参加資格を喪失した者は、入札に参加できないものとする。
- (2) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月3日条例第6号）第2条の規定する議会の議決に付すべき契約に該当するので、工事請負仮契約書

により仮契約を締結するものとし、当該請負契約に係る議会の議決があった場合は、当該工事請負仮契約を本契約に基づく契約書とする。

(3) 低入札価格調査制度対象工事のため、次の事項に留意の上、入札すること。

- ア 建設工事に係る入札における低入札価格調査基準価格の設定
- イ 低入札価格調査制度における数値的判断基準の設定
- ウ 調査基準価格未満工事施工中の者の新たな調査基準価格未満の入札の制限

【問い合わせ先】

大鰐町企画観光課管財係

TEL 0172-55-6561 (直通)